

## 春日井市防火・防災管理指導要綱

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この要綱は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第8条、第8条の2、第8条の2の2及び第8条の2の3（法第36条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく防火管理及び防災管理に関する指導並びに事務処理について必要な事項を定めることを目的とする。

#### (用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 防火管理対象物とは、法第8条第1項に規定する防火対象物をいう。
- (2) 防災管理対象物とは、法第36条第1項に規定する建築物その他の工作物をいう。
- (3) 統括防火管理対象物とは、法第8の2第1項に規定する防火対象物をいう。
- (4) 統括防災管理対象物とは、法第36条第1項において準用する法第8条の2第1項に規定する建築物その他の工作物をいう。
- (5) 地下街とは、法第8条の2第1項に規定する地下街をいう。
- (6) 高層建築物とは、法第8条の2第1項に規定する高層建築物をいう。
- (7) 甲種防火管理新規講習とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第2条の3第1項に規定する甲種防火管理新規講習をいう。
- (8) 甲種防火管理再講習とは、規則第2条の3第1項に規定する甲種防火管理再講習をいう。
- (9) 乙種防火管理講習とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第3条第1項第2号イに規定する乙種防火管理講習をいう。
- (10) 防災管理新規講習とは、規則第51条の7第1項に規定する防災管理新規講習をいう。
- (11) 防火・防災管理新規講習とは、規則第51条の7第3項に規定する甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する場合における講習をいう。
- (12) 防災管理再講習とは、規則第51条の7第1項に規定する防災管理再講習をいう。
- (13) 防火・防災管理再講習とは、規則第51条の7第5項に規定する甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施する場合における講習をいう。

習をいう。

- (14) 防火管理業務とは、法第8条第1項に規定する防火管理上必要な業務をいう。
- (15) 防災管理業務とは、法第36条第1項において準用する法第8条第1項に規定する防災管理上必要な業務をいう。
- (16) 防火管理に係る消防計画とは、法第8条第1項に規定する消防計画をいう。
- (17) 防災管理に係る消防計画とは、法第36条第1項において準用する法第8条第1項に規定する消防計画をいう。
- (18) 自衛消防の組織とは、規則第3条第1項第1号イ及び規則第51条の8第1項第1号イに規定する自衛消防の組織をいう。
- (19) 自衛消防組織とは、法第8条の2の5第1項に規定する自衛消防組織をいう。
- (20) 防火対象物定期点検報告とは、法第8条の2の2第1項に規定する防火対象物の点検及び報告をいう。
- (21) 防災管理点検報告とは、法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項に規定する防災管理対象物の点検及び報告をいう。
- (22) 受託法人等とは、防火対象物の関係者（所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。）及び関係者に雇用されている者（当該防火対象物で勤務している者に限る。）以外の者で、防火管理業務及び防災管理業務の受託を業とする法人等をいう。

## 第2章 防火・防災管理指導

（指導主体）

第3条 消防長は、防火管理対象物の管理について権原を有する者（以下「管理権原者」という。）に対し、防火管理を適正に行うよう指導しなければならない。

- 2 消防長は、統括防火管理対象物の管理権原者に対し、当該統括防火管理対象物に係る一体的な防火管理（以下「統括防火管理」という。）が円滑に行われるよう指導しなければならない。
- 3 消防長は、管理について権原が分かれている防火管理対象物で法第8条の2の規定が適用されないものにあつては、それぞれの管理権原者に対し、相互に連絡して当該防火管理対象物の一体的な防火管理が行われるよう指導しなければならない。
- 4 消防長は、令第4条の2の2に掲げる防火対象物の管理権原者に対し、防火対象物定期点検報告を適正に行うよう指導しなければならない。

5 消防長は、建築物（令第1条の2第3項第2号に規定する防火対象物を除く。）その他の工作物において新築、増築、改築、修繕、模様替えその他の工事、溶接作業等又は、引火性の危険物等を使用する作業を行う防火対象物の関係者並びに工事責任者及び作業責任者に対し、工事中及び作業中の防火管理が適正に行われるよう指導するものとする。

第4条 消防長は、防災管理対象物の管理権原者に対し、防災管理を適正に行うよう指導しなければならない。

2 消防長は、統括防災管理対象物の管理権原者に対し、当該統括防災管理対象物に係る一体的な防災管理（以下「統括防災管理」という。）が円滑に行われるよう指導しなければならない。

3 消防長は、防災管理対象物の管理権原者に対し、防災管理点検報告を適正に行うよう指導しなければならない。

（防火管理の強化徹底）

第5条 消防長は、防火管理対象物の管理権原者、防火管理者及び統括防火管理者に対し、次に掲げる事項を推進し、防火管理の強化徹底を図らなければならない。

- (1) 防火管理対象物の管理権原者の防火管理意識の啓発
- (2) 防火管理者及び統括防火管理者の資質の向上
- (3) 防火管理業務に従事する者の資質の向上
- (4) 災害発生時における自衛消防の組織の編成
- (5) 統括防火管理体制の確立
- (6) 防火対象物定期点検報告の徹底

（防災管理の強化徹底）

第6条 消防長は、防災管理対象物の管理権原者、防災管理者及び統括防災管理者に対し、次に掲げる事項を推進し、防災管理の強化徹底を図らなければならない。

- (1) 防災管理対象物の管理権原者の防災管理意識の啓発
- (2) 防災管理者及び統括防災管理者の資質の向上
- (3) 防災管理業務に従事する者の資質の向上
- (4) 災害発生時における自衛消防組織の編成
- (5) 統括防災管理体制の確立
- (6) 防災管理点検報告の徹底

### 第3章 防火・防災管理講習

（防火管理講習）

第7条 消防長は、甲種防火管理新規講習、甲種防火管理再講習及び乙種防火

管理講習（以下「防火管理講習」という。）を、別に定めるところにより実施するものとする。

（防災管理講習）

第8条 消防長は、防災管理新規講習、防火・防災管理新規講習、防災管理再講習、防火・防災管理再講習（以下「防災管理講習」という。）を、別に定めるところにより実施するものとする。

（告示）

第9条 防火管理講習及び防災管理講習の日時、場所その他防火管理講習及び防災管理講習の実施に必要な事項は、広報及びホームページへの掲載等により告示するものとする。

（講習修了証）

第10条 消防長は、防火管理講習の課程を修了した者（以下「防火管理講習修了者」という。）及び防災管理講習の課程を修了した者（以下「防災管理講習修了者」という。）に対し、別に定めるところにより講習修了証を交付するものとする。

#### 第4章 防火・防災管理者

（選任、解任）

第11条 消防長は、防火管理対象物の管理権原者に対し、防火管理者の選任については、管理権原者を単位として、防火管理業務の実態に応じた適正な防火管理が行われるよう最も適した者を選任し届け出るよう指導しなければならない。ただし、令第3条第2項の規定による防火管理者の選任については、別に定める要件に適合する場合に限り認めるものとする。

2 消防長は、防火管理対象物の管理権原者に対し、防火管理者を解任するときは、防火管理者の存しない期間が生じないように、すみやかに後任の防火管理者を選任し届け出るよう指導しなければならない。

3 消防長は、防火管理対象物の管理権原者に対し、防火管理者が事故等の事由により防火管理者の業務の遂行が困難であると認めるときは、防火管理者の変更その他必要な措置を講ずるよう指導しなければならない。

第12条 消防長は、防災管理対象物の管理権原者に対し、防災管理者の選任については、管理権原者を単位として、防災管理業務の実態に応じた適正な防災管理が行われるよう最も適した者を選任し届け出るよう指導しなければならない。ただし、令第47条第1項括弧書きの規定による防災管理者の選任については、別に定める要件に適合する場合に限り認めるものとする。

2 消防長は、防災管理対象物の管理権原者に対し、防災管理者を解任するときは、防災管理者の存しない期間が生じないように、すみやかに後任の防災

管理者を選任し届け出るよう指導しなければならない。

- 3 消防長は、防災管理対象物の管理権原者に対し、防災管理者が事故等の事由により防災管理者の業務の遂行が困難であると認めるときは、防災管理者の変更その他必要な措置を講ずるよう指導しなければならない。

## 第5章 防火・防災管理体制

### (防火管理に係る消防計画)

第13条 消防長は、防火管理対象物の管理権原者に対し、防火管理に係る消防計画の重要性を認識させ、防火管理者を選任して当該防火対象物の実態に即した実効性のある防火管理に係る消防計画を作成させて届け出させるとともに、防火管理の基準として活用するよう指導しなければならない。

- 2 消防長は、防火管理者に対し、防火管理に係る消防計画が防火管理対象物の実態に即した計画であるよう常に見直しをさせ、防火管理に係る消防計画を変更する必要がある場合はすみやかに防火管理に係る消防計画を変更し届け出るよう指導しなければならない。

- 3 消防長は、規則第3条第10項の規定の適用を受ける防火管理者に対し、令第3条の2第2項に規定する消火、通報及び避難の訓練を実施する場合は、その訓練計画を消防本部に事前に届出るよう指導しなければならない。

### (防災管理に係る消防計画)

第14条 消防長は、防災管理対象物の管理権原者に対し、防災管理に係る消防計画の重要性を認識させ、防災管理者を選任して当該防災管理対象物の実態に即した実効性のある防災管理に係る消防計画を作成させて届け出させるとともに、防災管理の基準として活用するよう指導しなければならない。

- 2 消防長は、防災管理者に対し、防災管理に係る消防計画が防災管理対象物の実態に即した計画であるよう常に見直しをさせ、防災管理に係る消防計画を変更する必要がある場合はすみやかに防災管理に係る消防計画を変更し届け出るよう指導しなければならない。

- 3 消防長は、防災管理者に対し、令第48条第2項に規定する避難の訓練を実施する場合は、その訓練計画を消防機関に事前に届出るよう指導しなければならない。

### (自衛消防の組織)

第15条 消防長は、防火管理対象物の管理権原者に対し、出火時の初動態勢を円滑かつ効果的に行えるよう自衛消防の組織の編成を指導しなければならない。

- 2 消防長は、ホテル、病院、社会福祉施設等多数の者が就寝する防火管理対象物の管理権原者に対し、夜間における災害発生時に、宿泊者等が安全に

避難できるよう自衛消防体制の確立を指導しなければならない。

- 3 消防長は、遊技場、飲食店、物品販売店舗等の不特定多数の者が出入りする防火管理対象物の管理権原者に対し、災害発生時に、来店者等が安全に避難できるよう自衛消防体制の確立を指導しなければならない。

(自衛消防組織)

第 16 条 消防長は、防災管理対象物の管理権原者に対し、火災の初期の段階における消火活動、消防機関への通報、在館者が避難する際の誘導その他の火災及び災害の被害の軽減のために必要な業務が効果的に行えるよう自衛消防組織の編成を指導しなければならない。

- 2 消防長は、防災管理対象物の管理権原者に対し、前項の自衛消防組織を設置したときは、法第 8 の 2 の 5 第 2 項に規定する自衛消防組織の要員の現況のほか、規則第 4 条の 2 の 15 に規定する事項について、すみやかに届け出るよう指導しなければならない。

- 3 消防長は、防災管理対象物の管理権原者に対し、前項の届出事項が当該対象物の実態に即したものであるよう常に見直しさせるとともに、届出事項の内容を変更したときは、すみやかに届け出るよう指導しなければならない。

- 4 消防長は、防災管理対象物の管理権原者に対し、昼夜・営業時間内外における災害発生時に、宿泊者や来店者等の施設利用者が安全に避難できる自衛消防組織を編成するよう指導しなければならない。

- 5 消防長は、防災管理対象物のうち管理権原が複数に分かれているものにあつては、防災管理対象物全体において一体的な自衛消防活動を確保するよう指導しなければならない。

(受託法人等の指導)

第 17 条 消防長は、防火管理対象物の管理権原者に対し、防火管理業務の一部を受託法人等に委託する場合、受託法人等の業務体制、知識、技能等に留意するとともに、当該防火管理対象物の防火管理業務が円滑に実施されるよう指導するものとする。

第 18 条 消防長は、防災管理対象物の管理権原者に対し、防災管理業務の一部を受託法人等に委託する場合、受託法人等の業務体制、知識、技能等に留意するとともに、当該防災管理対象物の防災管理業務が円滑に実施されるよう指導するものとする。

## 第 6 章 統括防火・防災管理等

(地下街の統括防火管理対象物指定)

第 19 条 消防長は、地下街でその管理について権原が分かれているものは、統括防火管理対象物として指定するものとする。ただし、構造、規模及び使

用実態等により統括防火管理を行う必要がないと認める場合はこの限りでない。

- 2 消防長は、前項の指定をする場合において、地下の工作物内に設けられた駐車場又は鉄道の駅舎等で地下道又は地下の通路により地下街と接続し、かつ、統括防火管理が必要と認めるときは、これらの部分を含めて統括防火管理対象物として指定することができる。
- 3 消防長は、統括防火管理対象物に指定した地下街で、構造変更等により指定の解除又は指定地域の変更が必要であると認められるときは、指定を解除し、又は変更するものとする。
- 4 消防長は、第1項の指定をしたとき又は前項の指定解除若しくは指定地域の変更をしたときは、別に定めるところにより管理権原者に通知するものとする。

(防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画)

第20条 消防長は、統括防火管理対象物の管理権原者に対し、統括防火管理が適正に行われるよう法第8条の2第1項に規定する統括防火管理者を選任させ、規則第4条に規定する防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画（以下「全体についての防火管理に係る消防計画」という。）について定めるとともに、すみやかに届け出るよう指導しなければならない。

- 2 消防長は、統括防火管理対象物の管理権原者に対し、前項の全体についての防火管理に係る消防計画及び個々の防火管理に係る消防計画が統括防火管理対象物の実態に即したものであるよう常に見直しさせるとともに、その内容を変更したときは、すみやかに届け出るよう指導しなければならない。

(建築物その他の工作物の全体についての防災管理に係る消防計画)

第21条 消防長は、統括防災管理対象物の各管理権原者に対し、統括防災管理が適正に行われるよう法第36条第1項において準用する法第8条の2第1項に規定する統括防災管理者を選任させ、規則第51条の11の2に規定する建築物その他の工作物の全体についての防災管理に係る消防計画（以下「全体についての防災管理に係る消防計画」という。）について定めるとともに、すみやかに届け出るよう指導しなければならない。

- 2 消防長は、統括防災管理対象物の各管理権原者に対し、前項の全体についての防災管理に係る消防計画及び個々の防災管理に係る消防計画が統括防災管理対象物の実態に即したものであるよう常に見直しさせるとともに、その内容を変更したときは、すみやかに届け出るよう指導しなければならない。

## 第7章 防火対象物定期点検報告・防災管理点検報告

(防火対象物定期点検報告)

第22条 法第8条の2の2の防火対象物の点検及び報告に係る事務処理及び法第8条の2の3の規定に基づく防火対象物の点検及び報告の特例に係る事務処理に関して必要な事項は、別に定めるところによる。

(防災管理点検報告)

第23条 法第36条第1項において準用する法第8条の2の2の規定に基づく防災管理対象物の点検及び報告に係る事務処理及び法第36条第1項において準用する同第8条の2の3の規定に基づく防災管理対象物の点検及び報告の特例に係る事務処理に関して必要な事項は、別に定めるところによる。

## 第8章 証明

(修了証明)

第24条 消防長は、防火管理講習修了者又はその委任を受けた者から、講習の課程を修了したことの証明の申請があったときは、別に定めるところにより証明するものとする。

2 消防長は、防災管理講習修了者又はその委任を受けた者から、講習の課程を修了したことの証明の申請があったときは、別に定めるところにより証明するものとする。

## 第9章 雑則

(資料の提出)

第25条 消防長は、防火管理又は防災管理の指導のため必要があると認めるときは、管理権原者又は防火管理者及び防災管理者の任意により必要な資料の提出を求めるものとする。

(職員の派遣)

第26条 消防署長（以下「署長」という。）は、防火管理又は防災管理の指導のため必要があると認めるときは、消防長に対し消防本部の職員の派遣を要請することができる。

2 消防長は、前項の規定により要請があったとき、又は必要と認めるときは、消防本部の職員を派遣するものとする。

(協議)

第27条 消防長は、防火管理又は防災管理の指導について、この要綱によりがたい場合は、署長と協議するものとする。

(その他)

第28条 この要綱によるもののほか、防火・防災管理の指導に関して必要な事項は別に定めるものとする。



## 附 則

この要綱は、平成 26 年 1 月 15 日から施行する。